

設立趣旨書

1 趣旨

障害のある人もない人も共に暮らすことができ、誰も断られない賃貸住宅をつくりたい。

原点は、20年以上前から関わりのあった障害のある人たちとの出会いに遡ります。かつて障害のある人たち、特に重度障害児・者と言われる人たちの多くは、自宅から遠く離れた地方にある大規模入所施設への入所を余儀なくされました。その後施設の小規模化や、家庭の形に近いグループホームの誕生、さらには重度訪問介護サービスを活用してひとり暮らしを行う人も散見されるようになりました。一方で、「親なきあと」はいまだに大きなテーマであり、どこで誰とどのように暮らすのか、その選択肢はまだ限られています。こうした現状を解決するためのひとつの手段として、多様な人たちがそれぞれに支えあって暮らす住まいづくりに着目しました。

住まいを取り巻く課題は障害のある人に限ったことではありません。高齢者への賃貸住宅の貸し渋りは顕著で、国土交通省の調査によると、大家の約6割が高齢者に対して拒否感を抱いており、11.9%が「単身の高齢者（60歳以上）は不可」との入居制限をしているとされます。入居制限は高齢者のみならず、障害者、ひとり親家庭、外国人、LGBTQ、児童養護施設退所者、刑余者をはじめ社会的弱者や少数者とされる人たちに対して行われています。

今から3年後の2025年には団塊の世代のすべての人が75歳以上の後期高齢者となり、人口の3人に1人が65歳以上を占めるまでになります。一方、深刻な少子化にも歯止めがかからず、世界に類を見ない超少子高齢化社会となる日本社会にあって、2025年問題、2035年問題は避けて通れない現実として目前に迫っています。加えて、未婚化の進展や核家族化の影響を受けて、単身世帯が急激に増加し、2040年には全世帯の半数に迫ると言われています。これまで私たちの社会は「家族」を基盤とし多くの役割を担わせてきました。中でも介護はとりわけ大きな部分を担っていますが、今後は「家族」という単位が存在しないことも常態化していきます。

2020年から世界的な流行を続ける新型コロナウイルスの存在も、私たちの社会のあり方に大きな影響を与えています。いまや若年層のみならず世代を超えて広がる非正規雇用労働者やひとり親家庭を中心に、収入が減少したり、仕事そのものを失う人も多く、生活困窮に陥る人たちの存在が顕在化しています。こうした人たちの中には命を支える最も大切な基盤である住まいを失う人やその危険に直面している人たちもいます。

こうした社会背景の中、どのような状況におかれても住み続けられる住まいの確保と、従来の家族の形にとらわれない新しい関係性の創出が急務だと考えます。生活の基盤となる住まいの確保、命をつなぎ豊かなつながりを生む食の提供、互いに支え合い、誰もがその人らしくいられるための居場所の提供に取り組み、これらが有機的につながることで、高齢になっても障害があっても、経済的に厳しい状況におかれても、ひとりひとりの尊厳が守られ、その人の望む住まい方、暮らし方、生き方、さらには旅立ち方が叶えられると考えます。

そのために私たちは以下の事業に着手します。

- 1) 障害のある人、高齢の人、ひとり親家庭、児童養護施設出身者、外国にルーツのある人、LGBTQ、生活に困窮する人など、どのような人も入居できる住まいづくりのための調査研究事業
- 2) 住宅セーフティネット法（2017年改定）に定められた「居住支援法人」の指定を目指すと共に、「住宅確保要配慮者」とされる人たちの住宅確保に向けた各種サービスの開発・提供を行う居住支援事業
- 3) 安全で安心な食の提供と、食を通じた豊かなつながりを目指した、子ども食堂、みんなの食堂をはじめとするコミュニティ・レストラン事業
- 4) さまざまな相談ができる場、当事者相互のコミュニティづくりの場、世代や領域を横断したつな

がりが生まれる居場所づくり事業

こうした公益性の高い事業を行うには、任意団体での活動は困難であることに加え、不特定多数の市民の参加によってコミュニティを構築するという活動の趣旨に照らして検討した結果、特定非営利活動法人格の取得が最も適していると考えました。法人格の取得によって、組織としての運営基盤を確立し、各種事業を本格化させ、社会的な信用を獲得する中から、将来的には誰も断られない賃貸住宅の運営と支え合いのコミュニティの構築を図ることで、広く社会に貢献できると考えます。

2 申請に至るまでの経過

2020年

12月 長年にわたり、誰もが入居できる住宅のあり方について検討してきた太田好泰が任意団体「新しい住まい方研究所」を設立

2021年

1月 趣旨に関心を寄せる有志メンバーが集まりオンラインミーティングを実施

2月 さいたま市緑区三室の近藤邸を改修し、コンドウハウスとして地域の居場所とすることの検討を開始

4月 コンドウハウスの改修を決定 これに伴い法人化の検討を開始 法人化準備会を結成

5月 コンドウハウスの改修設計に着手 各種事業計画の素案の策定開始

6月 法人格をNPO法人とすることを決定

8月 法人の全体像及びコンドウハウスの事業計画の作成開始

12月 コンドウハウスの改修工事の開始

2022年

1月 NPO法人設立総会の開催

2022年1月31日

特定非営利活動法人 新しい住まい方研究所
設立代表者

氏名 太田 好泰